

【議事要旨の記載方針（2026 年 6 月 2 日）】

上場会社等監査人登録審査会の議題のうち、個別の審査事案に該当しない議題であって、その内容が、上場会社の監査品質の維持・向上に向けた当協会の取組の透明性の確保の観点から有用と考えられるものについては、議事要旨において発言を一部抜粋・要約の上で、掲載を行っています。

第 41 回 上場会社等監査人登録審査会 議事要旨

1. 開催日時 2026 年 7 月 31 日

2. 場所 公認会計士会館 2 階 202 会議室

3. 出席者 南審査会長ほか 5 名

4. 議 題

- (1) 登録上場会社等監査人に対する審査方針に関する件
- (2) 登録上場会社等監査人登録制度運営内規の改正に関する件
- (3) 「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の改正に関する件
- (4) 登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューの実施結果に伴う公表に関する件
- (5) 2025 年度品質管理レビュー繰越監査事務所の審査状況に関する件
- (6) 登録上場会社等監査人に対する行政処分勧告に関する件
- (7) 登録上場会社等監査人の体制整備検討プロジェクトチームの設置等に関する件

5. 議事内容

- (1) 登録上場会社等監査人に対する審査方針に関する件
登録上場会社等監査人に対する審査方針について説明が行われた後、協議（委員からの意見の徴求）が行われた。
協議の結果、事務局が提示する方向性に関し、委員からの特段の異論はないことが確認された。
- (2) 登録上場会社等監査人登録制度運営内規の改正に関する件
上場会社等監査人登録制度運営内規の改正案について説明が行われた後、審議が行われ、議決された。
- (3) 「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の改正に関する件
「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の

改正について、報告が行われた。

(4) 登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューの実施結果に伴う公表に関する件

登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューの実施結果に伴う公表に関する件について報告が行われた。

(5) 2025 年度品質管理レビュー繰越監査事務所の審査状況に関する件

2025 年度品質管理レビューの実施結果の表明を繰り越している監査事務所の審査状況に関し報告が行われた。

この議題に関する主なコメントは、以下のとおり（・は委員からのコメント、→は協会関係者からのコメント（回答））。

- ・ 会員による監査業務の質を確保するために、指導や監督を行うことが品質管理レビューの役割であると考える一方、この審査会では、監査を取り巻くステークホルダーの立場に立ち、利用者の側から見て適切な監査業務が提供されていると言えるのかがポイントになるものと捉えている。現に提供できていない以上は厳しい判断をしなければならないというスタンスは、当事者である会員の側にも理解してもらう必要があると思う。
- 登録の審査の段階では整備状況の確認が中心的事項であったが、登録後は実効性のある運用を確立できているかという観点から確認していくことが重要と考える。
- ・ 職業倫理を遵守する姿勢は、監査事務所において必須であると考え。監査事務所のトップが、職業倫理に対してどのような意識を有しているのかという点は、判断するのが難しい事項ではあるにしても、要件として設定することの検討が必要になると考える。多くの会員は職業倫理に関する研修もしっかり受けており、その遵守に関しても心掛けがあると思うものの、そのような意識を持たない監査事務所が問題を引き起こしてしまうとも考えられる。自己の能力を超えた業務を提供してはならないというのも職業倫理の一つであるため、その辺りに歯止めをかけられるようにすることが求められると思う。
- ・ 財務諸表の信頼性の確保という社会的な重要性を認識して、高い倫理観を持って監査に臨んでいる監査事務所がいる一方で、対話を重ねても噛み合わないような監査事務所の場合には、整備された体制に関しても適切に運用されないと思われるため、監査事務所のトップが何を考えていて、どのような価値観を重視しているのかを確認することは、登録の審査の段階では重要であると思う。

- (6) 登録上場会社等監査人に対する行政処分勧告に関する件
登録上場会社等監査人に対する行政処分勧告に関し報告が行われた。
- (7) 登録上場会社等監査人の体制整備検討プロジェクトチームの設置等に関する件
登録上場会社等監査人の体制整備検討プロジェクトチームの設置等に関し報告が行われた。

以 上